

【第10報】 通常の学校再開について

○教育庁県立学校教育課の通知を受け、県内の県立学校において、学校再開が執り行われていきます。本校においても、令和2年6月5日(金)まで、分散登校とし段階的に通常登校への準備をして参りましたが、緊急事態宣言等の解除も受け、下記の事項により通常の登校を実施していきます。

下記事項をご確認の上、学校再開に向けて、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

また、引き続き、感染予防対策、感染拡大の防止に努めるよう重ねてご協力をお願いします。

～ ～ 記 ～ ～

【通常登校の開始日】

1. 令和2年 6月 8日(月曜日)～

(1) 通常の時間割になります。

(2) 給食・スクールバスの運行も通常通りに行います。

※スクールバス利用者へ:通常通り「利用可能」とします。

また、4月当初、スクールバス乗車過密(定員オーバー)に伴う乗車利用の再調整を行う件について保留になっていましたが、後日、日を改めてお知らせ致します。

現在、乗車利用されている方々は、全員調整の対象になりますのでご了承願います。

※ デイサービス、学童等を利用する保護者へ ➡ 学校からの連絡事項は、確実に保護者から学童等へお伝えするようお願い申し上げます。

【新型コロナウイルス感染症防止対策における登校基準】(第8報参照)

[期間:5月7日～6月30日とする。]但し、2次感染拡大が発生した場合は、延長もあり得る。

1 幼児児童生徒の健康管理の徹底

(1) 家庭での健康観察

①「健康観察シート」は毎日、朝(登校前)・夕の体温や症状の記録をお願いします。

②登校前に体温を測って下さい ➡ 学校提出

③アレルギー症状等で目、鼻、呼吸器系の疾患があり、判断をしかねる場合は、登校させる前に担任か養護教諭に連絡・相談をお願いします。

(2) スクールバス利用の児童生徒へ

①「健康観察シート」を持っていない方、または家庭で体温を測っていない方は、バスに乗車できませんので、ご注意下さい。保護者で学校に送迎をお願いします。

…以下省略(第8報を参照して下さい)

②当日の「欠席」や「遅れての登校」の場合は、学校に直接連絡をお願いします。

スクールバス常務員は、乗車している児童生徒の安心安全管理面から、電話を使用することは、緊急時のみとしています。ご理解頂き、直接学校へ連絡するようお願いいたします。

【登校時間について】

(1) 各学部の登校時間

・幼稚部(8時50分) ・小学部(8時45分) ・中学部(8時40分) ・高等部(8時45分)

(2) 遅れて登校する場合

登校時間後(9時頃)、玄関で待機している各学部の職員は授業や業務のため、校舎内に戻ります。

9時以降に登校した場合は、玄関前の事務職員にクラス幼児児童生徒名をお伝えください。

事務職員が、所属学部の職員を呼び出し健康観察等の引継ぎを行います。

西崎特別支援学校

校長 又吉 安一

教頭 田港 規剛 ・ 平良 功